平成29年度以降に認定を受ける方の接続の同意を証する書類　※新認定の取得手続および変更認定手続にあたり必要となるもの
旧一般電気事業者による買取（特別高圧）

	接続の同意を証する書類の名称（下線太字で記載されているもの）			接続の同意を証する書類と誤認されやすい書類の名称
	工事費負担金がある（1円以上）場合		工事費負担金がない（0円）場合	
	工事費負担金の額を契約書類に記載している場合	工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合		
北海道	①系統連系に係る契約のご案内 ※1　①をもって接続同意 ※2　①の右肩の発行日が接続同意日 ※3　接続契約日＝接続同意日	－	「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ（当該書類に0円と記載している）	・詳細工事設計結果のお知らせ
東北	**①系統連系に係る契約のご案内** ※1　①をもって接続同意 ※2　①は，書類中央に記載された接続契約締結日が接続同意日 ※3　接続同意日＝接続契約日	－	「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ（当該書類に0円と記載している）	「系統連系申込み受付のお知らせ」 「電気供給承諾書」 「電気供給のお知らせ」 「工事費負担金のお知らせ」 「工事費計算内訳書」 「工事費負担金基本契約書」
東京	・「**①接続契約のご案内**」 ※1　①をもって接続同意 ※2　書類最上部に記載の日付が接続同意日 ※3　接続契約日＝接続同意日	－	「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ（当該書類に0円と記載している）	「電力受給契約申込書」 「工事費負担金契約書」 ※発電種別の記載がないため、接続同意を証する書類として使用不可 「系統連系契約のご案内」 「特定契約のご案内」 「特定契約書」
中部	＜令和2年3月31日までの申し込み分＞ ①**系統連系に係る契約のご案内** ※1　①をもって接続同意 ※2　①の右肩の発行日が接続同意日 ※3　接続契約日＝接続同意日 ＜令和2年4月1日以降の申込み分＞ ②**系統連系に係る契約のご案内** ※1　②をもって接続同意 ※2　②の題名下の「契約締結日」が接続同意日 ※3　接続契約日＝接続同意日	－	「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ（当該書類に0円と記載している）	「契約申込みに対する回答書」 「ご契約内容のお知らせ」
北陸	①**系統連系に係る契約のご案内** ※1　①をもって接続同意 ※2　①の「契約成立日」欄の日が接続同意日 ※3　接続契約日＝接続同意日	－	「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ（当該書類に0円と記載している）	・連系に関する契約書 ・請求書
関西	①**系統連系に係る契約のご案内** ※1　①をもって接続同意 ※2　①の「3．系統連系に係る契約の成立について」に記載された日が接続同意日 ※3　接続契約日＝接続同意日	－	「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ（当該書類に0円と記載している）	＜工事費負担金請求にかかる書面＞ 工事費負担金のご請求について ＜接続検討等にかかる書面＞ 発電設備の当社電力系統への連系の接続検討に対する回答について 「接続検討申込み」に対する回答について 接続検討申込みに対する回答について 発電設備の当社電力系統への連系のご照会に対する回答について
中国	①**系統連系に係る契約のご案内** ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「1．①契約締結日」に記載の日付が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日	－	「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ（当該書類に0円と記載している）	
四国	**①系統連系に係る契約のご案内** ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の「3．系統連系に係る契約の成立について」に記載の成立日が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日	－	「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ（当該書類に工事費負担金がない旨を記載している）	・請求書 ・契約（連系）申込み受領書
九州	**①工事費負担金契約書** **②系統連系に係る契約のご案内** ※1 「①」or「②」をもって接続同意 ※2 「①の最下段の契約締結日」or「②の”4.系統連系に係る契約の成立について”に記載の日付」が接続同意日 ①及び②が発行されている場合は、②の発行日が接続同意日。 ※3　接続契約日＝接続同意日	－	「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ（当該書類に0円と記載している）	・太陽光発電からの電力受給契約のご案内 ・接続検討申込みに対する回答について ・事業用太陽光発電連系契約申込に対する検討結果について
沖縄	①「**系統連系に係る契約のご案内**」 ※1　①をもって接続同意。 ※2　①の右肩の発行日が接続同意日。 ※3　接続契約日＝接続同意日。	－	「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ（当該書類に0円と記載している）	①「工事費負担金のお知らせ」 ②「工事費負担金契約書」 ③「振込依頼票」 ④「請求書」 ※①～④について、単体では接続の同意を証明する条件を充足しない。

※契約内容の変更があった場合は上記一覧表に記載の書類と異なる場合があります。
※北海道電力株式会社の記載について、接続の同意を証する書類と誤認されやすい書類の名称に「詳細工事設計結果のお知らせ」の書類を追記しました。（平成31年1月29日）
※九州電力株式会社の記載について、工事費負担金の額を契約書類に記載している場合の②系統連系に係る契約のご案内における接続同意日の記載箇所を見直しました。（平成31年1月29日）
※中部電力株式会社の記載について、工事費負担金の額を契約書類に記載している場合の「系統連系に係る契約のご案内」における接続同意日の記載箇所を見直しました。（令和2年5月12日）